

平成24年度 保育所(園)入所(園)受付スタート

平成24年4月から入所(園)を希望される方の受け付けを行います。

保育所(園)は、保護者が自由に選ぶことができます。

【対象者】町内に在住で保護者が会社勤務や内職・自営業に従事、または病気(出産などを含む)、看病などの理由で保育ができないと認められる家庭の児童

【受付期間】10月3日(月)～21日(金)

【申込書交付場所】各保育所(園)、役場福祉健康課窓口、福祉健康センター

【申込書受付場所】各保育所(園)

保育所(園)の概要

	対象年齢	住 所	電話番号
第一保育所	3カ月～年少前	上新町172	387-2664
松枝保育所	1歳6カ月～就学前	北及1783	387-2298
下羽栗保育所		無動寺228	387-2496
笠松保育園	1歳～就学前	西宮町44の2	387-2947

【保育料】入所(園)を希望する児童の属する世帯の所得税または町民税課税額により算出します。

【保育所(園)の主な行事】

第一保育所 入所式(4月)、七夕の集いと親子遊び(7月)、運動会(10月)、クリスマス会(12月)、豆まき・親子遊び(2月)、修了式(3月)

松枝保育所/下羽栗保育所 入所式(4月)、七夕の集いと親子遊び(7月)、運動会(9月)、遠足(10月)、お店屋さんごっこ(11月)、クリスマス会・マラソン大会(12月)、豆まき・生活発表会(2月)、卒園式(3月)

笠松保育園 入園式(4月)、七夕まつり発表会(7月)、運動会・いも掘り・遠足(10月)、祖父母会・一日動物村(11月)、餅つき大会・消防署見学(12月)、お店屋さんごっこ(1月)、豆まき(2月)、ひなまつり発表会・卒園〔修了〕式(3月)

【障がい児保育】集団保育が可能で、中軽度の障がいを持った児童の受け入れを行っています。

【問合先】福祉健康課

10月以降の子ども手当が変わります

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が国会で成立し、10月から平成24年3月分までの子ども手当の制度が決まりました。

なお、10月に支給する子ども手当(6月から9月分)は、今までどおり1人あたり月額13,000円で支給します。

1 10月～平成24年3月分の支給金額

区 分	月額(1人あたり)
3歳未満(一律)	15,000円
3歳から小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳から小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円

2 手当の支給月

平成24年2月に10月から1月分が、平成24年6月に2月分および3月分が、それぞれ支給されます。

3 申請手続き

10月以降の子ども手当を受給するには、新たに認定請求書を提出する必要があります。申請方法は、事務が整い次第ご案内します。なお、次のような申請猶予期間があります。

※申請猶予期間

10月1日時点で子ども手当の支給要件に該当している方は、平成24年3月31日までに申請すれば、10月分からの支給となります。

【問合先】福祉健康課